

平成 29 年 11 月 22 日（水）
参議院本会議

所信表明演説に対する質問

民進党・新緑風会 長浜博行

民進党の長浜博行です。会派を代表して総理の所信について総理に質問いたします。質問に先立ち、この夏から秋にかけて台風や集中豪雨等でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

1, 地球温暖化について

年々脅威を増す世界的規模での自然災害に対処することが急務です。先週までドイツで国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議が開催されていました。そこで議論された、「パリ協定」に基づくルール作りに、日本は積極的に貢献すべきと私は考えます。総理は地球温暖化対策についてどのようなご所見をお持ちか、また「パリ協定」をどのように評価されているかについてお伺いします。合わせて来年ポーランドで開催される COP24 に向けて、政府の地球温暖化対策推進本部ではどのように取り組まれる方針か、本部長である総理に伺い

ます。

トランプ大統領が来日される直前の今月 2 日、私は所属する超党派の地球環境国際議員連盟・グローブジャパンが衆議院の国際会議場で開催したシンポジウムにパネリストとして参加しました。会議では 2007 年にノーベル平和賞を受賞し“不都合な真実”でも有名なアル・ゴア元アメリカ合衆国副大統領が地球温暖化の現状について、強い危機感を持って訴えられました。出席された復興大臣はよくご理解のことと思います。総理は先日の日米首脳会談、あるいはグリーン上において、この問題についてトランプ大統領に対してどのような働きかけをなさったのでしょうか。パリ協定にコミットすることこそが世界の安心・安全また米国の発展と経済的利益をもたらすということを粘り強く説得すべきであったと考えますが総理の答弁を求めます。

2, 安倍総理の政治姿勢、政権運営について

次に、あまりに独善的な安倍総理の政治姿勢、政権運営に関して触れなければなりません。さらに言えば安保法制の議論の時にも感じたことですが、総理は日本国憲法第 99 条にある「憲法を尊重し擁護する義務」を本当に理解しておられるのだろうか、ということです。

日本国憲法の冒頭には「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と書かれており、第 41 条では「国会は国権の最高機関」と規定されております。官邸主導の名の下に、国民の代表が集う国会での議論をないがしろにしてはなりません。

憲法 53 条に「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」とあります。行政府の意志で“することができる”ということと、立法府の意志により“しなければならない”ということが書かれています。民主主義社会では多数決の原理が通用しますが、その裏には少数意見が尊重されることも忘れてはなりません。民進党は、憲法の規定通りに、6 月 22 日に臨時国会の召集を求めました。いつまでに開く、とは憲法に書かれていない、と驚くべき強弁をする方もおられますが、自民党の『日本国憲法改正草案』を拝見しますと、要求があった日から 20 日以内に召集されなければならない、と明記されています。またその Q&A には当然の事とは言えご丁寧にも、『党内議論の中では少数会派の乱用が心配ではないかという意見もありましたが、「臨時国会の召集要求権を少数者の権利として定めた以上、きちんと召集されるのは当然であ

る」という意見が大勢でした』と書いてあるではないですか。これでは森友・加計学園問題をはじめとする諸課題について、国会での論戦を避けるために、衆院を解散し選挙を行ったと言われても仕方がないのではないですか。“李下に冠を正さず”ではなかったのですか。なぜ臨時国会を早期に召集しなかったのかお答えください。

8月に組閣された仕事人内閣の多くの大臣各位のご所見すら国会では未だ拝聴しておりません。そんな中、解散の大義は判然とせず、どの大臣が何をご担当されていて、どんな抱負経緯かも争点にならず、選挙が終われば内閣総辞職、そして再び大臣も副大臣も同じ顔ぶれで第4次安倍内閣を組閣。解散は理論上は国会閉会中でもできるとの説もありますが、一切議論することなく、単に冒頭で解散するがためにのみ国会を召集した、という暴挙は国権の最高機関たる国会を愚弄したとは思われませんか。答弁を求めます。また憲法第7条には、天皇は内閣の助言と承認により、国民のために、国事に関する行為を行うことが記されております。国会を召集すること、衆議院を解散すること、国会議員の総選挙の施行を公示すること、国务大臣の任免。今、ご説明いたしましたこのわずか4ヶ月の間におきた事象を省みて、総理はあまりにも天皇の国事行為を軽々に考えておられ

るのではありませんか。総理がなされた「内閣の助言と承認」の適格性についてお考えをお聞かせ下さい。

3, 森友学園・加計学園について

国民の血税を無駄に使うことや不適切な経理処理は厳に戒めなければなりません。会計検査院は今年 8 日、国の 2016 年度決算の検査報告を総理に提出しました。423 件で合計 874 億円の規模ではありましたが、氷山の一角に過ぎないというご意見もあります。この件に関して総理のご所見を求めます。また学校法人「森友学園」への国有地売却について会計検査院は 3 月に検査を実施すると発表しましたが、今回の報告には含まれておりません。この問題は先の通常国会においても予算委員会、国土交通委員会等においてわが党の小川敏夫会長を先頭に疑惑追及を行ってまいりました。ゴミ撤去費が国土交通省が算出した約 8 億 2 千万円よりも大幅に安い 2~4 億円程度で済み、値引き額は最大約 6 億円過大であったとの試算もあるようです。これまで政府は適正な価格で売却したとの答弁を繰り返してきましたが、答弁を変更されますか、お答えください。

また、この本会議終了後、参議院に提出される会計検査院の報告は、まさか資料が廃棄されているので積算の根拠が確認できない、など

という啞然とするものではないでしょうね。お答えください。

次に、加計学園問題について伺います。今月 14 日、加計学園獣医学部の新設が文科大臣によって正式に認可されました。2015 年 6 月の閣議決定には、獣医学部新設の 4 条件が示されていますが、内閣府は特区の認定をするだけ、文科省は学部新設を審査するだけで、4 条件がどのように満たされたのか十分な根拠が示されていません。政府は国家戦略特区諮問会議の取りまとめの際に関係省庁で 4 条件の充足を確認したと答弁しています。それならばなぜ、その後の大学設置審の審査で、4 条件の充足に関して多くの疑義が呈されたのか、安倍総理の認識を伺います。

加計学園問題を巡っては、加計学園関係者が国家戦略特区の会合に出席して発言していたことが議事要旨に記載されていないばかりか、発言内容が改ざんされていたことが分かっています。また、官邸では面談記録すら保存されておらず、今治市の職員等が官邸で誰と何を話したのかが不明であるなど、分からないことばかりです。加計学園ありきで行政手続きが進められたのではないと言うならば、議事要旨ではなく議事録そのものを全面開示するとともに、官邸への出張記録の全面公開を今治市に求めることが必要だと考えますが、

総理の見解を伺います。

総理は今国会では謙虚かつ真摯に対応されると伺っております。衆院では従来に比して野党の質問時間を制限しようという動きが出ているようですが、これらの問題の真相解明に努力しておられる方々の要求にどのようにお応えになるのか伺います。

4, 公文書管理について

次に公文書管理について伺います。通常国会での審議を振り返りますと、意図的な情報隠しとしか思えない政府の対応が次々と明らかとなりました。先ほどおたずねした件にも関係しますが、財務省は、森友学園との国有地の売買契約に関する交渉記録を行政文書管理規則に基づく歴史公文書等には該当せず、保存期間が1年未満であるとの理由で廃棄。また政府は加計学園問題に関する「総理のご意向」などと書かれた内部文書が文科省に存在することは認めたものの、個人のメモであり、行政文書とは認めず。防衛省は当初、南スーダンPKOの日報は存在せず不開示と決定しましたが、その後、電子データの省内掲示板に公開されていた日報を、用済みになった個人資料であり行政文書には該当しないと説明。

民進党はパソコン上などの電磁的記録である行政文書や、当該行政

機関以外の者との交渉が記録されている行政文書の保存期間を1年未満にできないようにすること等を盛り込んだ「公文書管理法改正案」を先の通常国会で提出しました。自民党は総選挙の政権公約で「国民への情報公開、説明責任を全うするため、行政文書の適正な管理に努めます」と約束しています。政府は、行政文書に関するガイドラインの改正でその場凌ぎの対応をしようとしていますが、憲法21条を根拠とする国民の知る権利に関する事項なのですから、正々堂々と国会審議が必要な法改正で行うべきと考えますが、総理の見解を伺います。

また政府のガイドラインの改正で、行政文書に該当するか否かを「文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断される」とした場合は、これまでと同様に、都合の悪い場合は個人のメモだと言って廃棄が可能となってしまう、いわゆる、行政組織において国民の知る権利よりも上司の意向を忖度する文化があるとすれば、それを払拭できなくなる惧れはないでしょうか。行政のトップである総理のお考えをお聞かせ下さい。

5, 社会保障と税について

総務省統計局の資料では 2016 年の二人以上世帯の消費支出は 1 世帯当たり 1 ヶ月平均 282,188 円で、前年比名目 1.8%減、実質 1.7%の減少となっています。消費支出の対前年実質増減率は 2014 年 2.9%減、2015 年 2.3%減で 3 年連続の実質減少です。安倍総理は華々しくアベノミクスなるものを吹聴しておられますが、消費低迷の原因をどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。私は実質賃金が 2011 年と比べ 5%程度下がっていることに加え、国民の将来不安が大きいと考えます。財務省のホームページでは「債務残高の対 GDP 比をみると、1990 年代後半に財政健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準（2017 年度で約 253%）」となっています。また「平成 29 年度一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは約 3 分の 2 であり、残りの約 3 分の 1 は将来世代の負担となる借金（公債金収入）に依存しています」と書かれています。多くの国民の皆様はわかっているのです。安倍政権は大規模財政出動を繰り返してきただけでなく、二度にわたって消費税引き上げ延期を行ってきました。このことが持続可能な社会保障制度構築への国民の不信を惹起し、将来への備えのために消費低迷に拍車をかけたとは思いませんか。そもそも消費

税の引き上げは「社会保障と税の一体改革」の中で決められたものです。社会保障の充実・安定化を図り、将来世代に過度な借金を押しつけないため、一体改革は着実に推進しなければならず、政争の具にしてはいけないとの観点から、民主党、自民党、公明党の3党で合意に至った枠組みです。しかし安倍政権は先ほど述べましたように消費税引き上げ延期と使途変更を2度の総選挙及び参議院選挙のまさに政争の具に仕立て上げることによって当時の政党の責任者が苦勞して積み上げた合意をズタズタに引き裂いてしまいました。このことは後世に大きな禍根を残したと私は痛感いたしておりますが、総理のご所見を伺います。

6. 皇室典範特例法の附則について

本年6月、通常国会で「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立しました。民進党は皇室の弥栄を祈念し、両陛下、皇族方のお気持ちをくみ取りながら、国家の基本に関わる象徴天皇制を支えるため引き続き努力してまいります。

今朝、官房長官が会見で、本法施行日決定の前提となる「皇室会議」を12月1日に開催することを発表されましたが、議長を務める総理はどのような方針で臨まれるのか、国民に明らかにしてください。答

弁を求めます。本法は立法府の総意を受けて提出されており、政府は、天皇陛下の退位や新天皇の即位の儀式などの検討状況について適宜適切に各党・会派に説明を行うべきと考えますが、見解を求めます。

また、本法の採決にあたっては附帯決議がなされていることを忘れてはなりません。それは「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。」等があります。政府として安定的な皇位継承を確保するための方策についてどのように議論を進めていくのか、国会への報告時期も含めて答弁を求めます。

外交日程が一段落し、いよいよ国会で遅ればせながら実質的審議が始まりました。予算等各委員会において総理、他大臣と山積する諸課題、国際会議出席の成果等について丁寧かつ十分な議論ができることを願いながら質問を終わります。